

那覇市公報

第 1 7 2 6 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市公契約条例検討審議会規則 (法制契約課)	983
--------------------------------	-----

◇告 示◇

○平成 30 年度那覇市一般会計補正予算 (第 4 号) (財政課)	985
○平成 30 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) (国民健康保険課)	988
○平成 30 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (国民健康保険課)	990
○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について (障がい福祉課)	991
○指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の指定について (障がい福祉課)	992
○指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の指定について (障がい福祉課)	993

◇公 告◇

○真地宅地開発建築協定の認可及び縦覧について (建築指導課)	993
○都市計画の図書の写しの縦覧について (都市計画課)	994
○福祉施設等との随意契約の公表について (公園管理課)	995
○個人情報業務届出書の公表について (市民生活安全課)	996
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について (市民生活安全課) ..	998
○那覇市保健所施設自動販売機設置事業者公募について (保健総務課)	1000

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1002

◇選挙管理委員会告示◇

○沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について…………… 1003

規 則

那覇市規則第47号

平成30年10月 1 日

公 布 済

那覇市公契約条例検討審議会規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公契約条例検討審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、那覇市公契約条例検討審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担当事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、公契約に関する条例に関し必要な事項を審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 労働者団体関係者
- (3) 事業者団体関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、諮問に係る審議が終了し、答申するまでの間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係職員の出席）

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説

明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、総務部法制契約課において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 304 号

平成 30 年 10 月 15 日

平成 30 年(2018 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 30 年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 30 年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)

平成 30 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,618,281 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 150,289,190 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方特例 交付金		87,254	7,865	95,119
	1 地方特例交付金	87,254	7,865	95,119
10 地方交付税		8,362,724	△104,374	8,258,350
	1 地方交付税	8,362,724	△104,374	8,258,350
14 国庫支出金		41,697,583	4,199	41,701,782
	1 国庫負担金	33,937,378	199	33,937,577
	3 委託金	112,001	4,000	116,001
15 県支出金		19,671,425	486,423	20,157,848
	2 県補助金	10,542,858	486,423	11,029,281
16 財産収入		657,725	36,052	693,777
	2 財産売却収入	291,838	36,052	327,890
18 繰入金		4,377,177	△10,299	4,366,878
	1 特別会計繰入金	1,227	139,185	140,412
	2 基金繰入金	4,375,950	△149,484	4,226,466
19 繰越金		500,000	2,165,425	2,665,425
	1 繰越金	500,000	2,165,425	2,665,425
20 諸収入		1,306,222	△13,610	1,292,612
	4 受託事業収入	19,753	△10,423	9,330
	5 雑入	974,603	△3,187	971,416
21 市債		11,176,900	46,600	11,223,500
	1 市債	11,176,900	46,600	11,223,500
歳 入 合 計		147,670,909	2,618,281	150,289,190

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		11,567,008	2,294,384	13,861,392
	1 総務管理費	9,267,933	2,294,384	11,562,317
3 民生費		75,954,548	9,686	75,964,234
	1 社会福祉費	25,253,153	5,801	25,258,954
	2 児童福祉費	27,789,071	3,885	27,792,956
4 衛生費		8,862,019	75,396	8,937,415
	1 保健衛生費	4,863,321	13,494	4,876,815
	2 清掃費	3,998,698	61,902	4,060,600
6 農林水産 業費		240,620	3,793	244,413
	1 農業費	70,468	33	70,501
	3 水産業費	170,032	3,760	173,792

7 商工費		1, 876, 036	△171, 665	1, 704, 371
	1 商工費	1, 876, 036	△171, 665	1, 704, 371
8 土木費		16, 123, 792	78, 769	16, 202, 561
	1 土木管理費	290, 936	5, 000	295, 936
	2 道路橋りょう費	924, 719	137, 500	1, 062, 219
	4 都市計画費	8, 387, 178	△61, 731	8, 325, 447
	5 住宅費	5, 207, 860	△2, 000	5, 205, 860
9 消防費		2, 800, 316	0	2, 800, 316
	1 消防費	2, 800, 316	0	2, 800, 316
10 教育費		17, 076, 901	327, 918	17, 404, 819
	1 教育総務費	1, 799, 917	218, 901	2, 018, 818
	2 小学校費	7, 324, 828	34, 084	7, 358, 912
	3 中学校費	3, 119, 572	70, 777	3, 190, 349
	4 幼稚園費	1, 027, 515	11, 256	1, 038, 771
	5 社会教育費	1, 490, 822	△8, 650	1, 482, 172
	6 保健体育費	2, 314, 247	1, 550	2, 315, 797
歳 出 合 計		147, 670, 909	2, 618, 281	150, 289, 190

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位: 千円)

事 項	期 間	限 度 額
なは産業支援センター機能強化事業(駐車場整備)(商工農水課)	平成 31 年度	214, 579
子ども・子育て支援事業計画策定事業(こども政策課)	平成 31 年度	3, 080
宇栄原小区児童クラブ活動拠点整備事業(設計)(こども政策課)	平成 31 年度	5, 517
消防通信ネットワーク整備事業(指令情報課)	平成 30 年度から 平成 37 年度まで	22, 148

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期間	限度額	期間	限度額
(仮称)ともかぜ振興会館新築工事(工事請負費)(平和交流・男女参画課)	平成 31 年度	1, 032, 955	平成 30 年度 から 平成 31 年度 まで	1, 032, 955

第3表 地方債補正
変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 公立文化施設整備事業	597,800	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年 5 % 以 内 (た だ し 、 利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 資 金 に つ い て 、 利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は 、 当 該 見 直 し 後 の 利 率)	償還期間は、 据置期間を含 め 30 年以内と する。 償還方法は、 元利均等、元金 均等等による。 ただし、財政 の都合により、 据置期間中で あっても繰上 償還し、償還年 限を変更し、又 は借り換える ことができる。	623,500	補正前に 同じ		
3 一般廃棄物処理事業	52,400				98,400			
9 消防施設整備事業	285,100				291,000			
12 産業経済施設整備事業	244,300				118,300			
14 臨時財政対策債	4,183,000				4,278,000			

那覇市告示第 305 号

平成 30 年 10 月 15 日

平成 30 年（2018 年）9 月那覇市議会定例会で議決された平成 30 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 30 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 30 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 711,590 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,108,792 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		千円 3,471,036	千円 55	千円 3,471,091
	1 他会計繰入金	3,471,035	55	3,471,090
8 繰越金		1	697,320	697,321
	1 繰越金	1	697,320	697,321
9 諸収入		1,900,408	14,215	1,914,623
	3 雑入	1,863,116	14,215	1,877,331
歳 入 合 計		38,397,202	711,590	39,108,792

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸支出金		千円 64,517	千円 711,590	千円 776,107
	1 償還金及び 還付加算金	62,235	702,197	764,432
	2 繰出金	2	9,393	9,395
歳 出 合 計		38,397,202	711,590	39,108,792

那覇市告示第 306 号

平成 30 年 10 月 15 日

平成30年（2018年）9月那覇市議会定例会で議決された平成30年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成30年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成30年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,963千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,402,193千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 669,872	千円 △1,140	千円 668,732
	1 一般会計繰入金	669,872	△1,140	668,732
4 繰越金		1	22,668	22,669
	1 繰越金	1	22,668	22,669
5 諸収入		10,495	295	10,790
	2 償還金及び還付加算金	9,937	295	10,232
6 国庫支出金		1	1,140	1,141
	1 国庫補助金	1	1,140	1,141
歳 入 合 計		3,379,230	22,963	3,402,193

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 37,209	千円 0	千円 37,209
	1 総務管理費	24,126	0	24,126
2 後期高齢者 医療広域連 合納付金		3,332,084	22,883	3,354,967
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	3,332,084	22,883	3,354,967
3 諸支出金		9,937	80	10,017
	2 繰出金	1	80	81
歳 出 合 計		3,379,230	22,963	3,402,193

那覇市告示第 307 号

平成 30 年 10 月 15 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき平成 30 年 9 月 27 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	仲吉 朝史	内科、消化器科	なかよし内科クリニック
2	譜久原 夏	小児科	沖縄南部療育医療センター
3	川上 雅代	外科	沖縄赤十字病院
4	渡邊 廉也	内科	おもろまちメディカルセンター

5	當間 智	内科	おもろまちメディカルセンター
6	東新川 実和	内科	小禄病院
7	國吉 徹	内科	小禄病院
8	大山 泰司	眼科	大浜第一病院
9	南 紘子	内科	琉生病院

那覇市告示第 308 号

平成 30 年 10 月 15 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 59 条第 1 項の規定に基づき平成 30 年 10 月 1 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療の種類
訪問看護ステーションケアプラス 那覇市松尾 2-19-32-201 開南 J T ビル	合同会社 b o n d s 代表社員 水戸 郭典	育成医療・更生医療

那覇市告示第 309 号

平成 30 年 10 月 15 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定に基づき平成 30 年 10 月 1 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療の種類
ミルク薬局 天久店 那覇市天久 1 丁目 7 番 5 号	株式会社七福メディカル 代表取締役 天野 勝明	育成医療・更生医療

公 告

那覇市公告第 295 号

平成 30 年 9 月 6 日

掲 示 済

真地宅地開発建築協定の認可及び縦覧について

建築基準法第 73 条第 1 項の規定により下記の建築協定を認可したので、同条第 2 項の規定により公告する。

また、同条第 3 項の規定によりその建築協定書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 認可番号
第 2 号
- 2 認可年月日
平成 30 年 9 月 6 日
- 3 建築協定の名称
真地宅地開発建築協定
- 4 建築協定の地名地番
那覇市字真地竹下原140番 1、141番 1、147番 1
- 5 縦覧場所
那覇市 まちなみ共創部 建築指導課
那覇市泉崎 1－1－1 那覇市役所 9 階

那覇市公告第 327 号

平 成 30 年 9 月 21 日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事職務代理者から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路

都市計画の名称：	1・3・1号	那覇空港自動車道
	3・2・2号	国道331号
	3・2・17号	国道331号
	3・1・2号	豊見城糸満バイパス

縦 覧 場 所：那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所 9 F）

那覇市公告第 328 号

平 成 30 年 9 月 21 日

掲 示 済

福祉施設等との随意契約の公表について

那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 契約締結日 平成 30 年 9 月 19 日

2 件名、契約相手方の住所、氏名

① 花壇花卉植栽維持管理業務（その 1）

那覇市字古島 12 番地 1 ピュアパレス黒潮 101 号
社会福祉法人 伊集の木会 就労支援いじゅの木
理事長 黒潮 武嗣

② 花壇花卉植栽維持管理業務（その 2）

南風原町字宮平 537 番地
社会福祉法人 育成福社会 理事長 安里 盛一

③ 花壇花卉植栽維持管理業務（その 3）

与那原町字与那原 2943 番地
社会福祉法人 基督教児童福社会 愛隣園
理事長 仲宗根 幸子

④ 花壇花卉植栽維持管理業務（その 4）

うるま市字宇堅 919 番地
社会福祉法人 宇堅福社会 理事長 比嘉 一信

3 契約金額

① 花壇花卉植栽維持管理業務（その 1）2,310,120 円

② 花壇花卉植栽維持管理業務（その 2）2,622,240 円

③ 花壇花卉植栽維持管理業務（その 3）2,095,200 円

④ 花壇花卉植栽維持管理業務（その 4）1,454,760 円

4 契約理由

契約を締結する前に設定した選定基準に該当する福祉施設等から提出された見積書の結果による。

5 契約担当課

都市みらい部 公園管理課 電話 951-3239

那覇市公告第 355 号
平成 30 年 10 月 2 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成30年9月26日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部 まちなみ整備課			電話 951-3251
個人情報管理責任者	まちなみ整備課長			
業 務 の 名 称	特殊地下壕対策事業及び地下壕対策事業			
業 務 の 目 的	市内に現存する地下壕に起因する事故等の危険性を防止するため、事前調査及び危険性のある地下壕に対する埋め戻し等の対策を行うことを目的とする。			
個人情報の対象者	市内に現存する地下壕の土地を所有する者			
業務の開始年月日	平成17年 5月31日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☒ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☒ そ の 他 (抵当権設定)	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・ <u>公知性</u> ・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(現況調査確認時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第3号及び第4号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務引継時に届出の有無を確認していなかったため			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那覇市公告第 356 号

平成 30 年 10 月 2 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第8条の2第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・**提供**)届出書

平成30年 9月19日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	子育て応援課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課
業 務 の 名 称	平成30年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 平成30年9月14日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内 容	那覇市在住のひとり親世帯等名簿(母子世帯、父子世帯、寡婦世帯、養育者世帯(①調査対象者氏名、②住所、③世帯員数、④児童扶養手当受給の有無))		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (平成18年3月29日審議会承認の5) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は提供をする理由	この調査は、県内のひとり親世帯の生活実態等を総合的に把握し、ひとり親世帯等の福祉施策を効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的としているため。		
届 出 担 当 部 課	こどもみらい部子育て応援課(担当:高良) 電話 861-6951		

那覇市公告第 379 号

平成 30 年 10 月 15 日

那覇市保健所施設自動販売機設置事業者公募について

那覇市では、那覇市保健所施設内清涼飲料自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者を公募します。

公募は、市有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針（平成 23 年 12 月 6 日市長決裁）に基づき、自販機設置場所（行政財産）を制限付一般競争入札により貸し付けを行います。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

(1) 入札の内容

那覇市保健所施設内の 1 階に設置する清涼飲料自動販売機について以下のとおり募集し、入札を行う。

一般自動販売機（同等以上の機種も可） 1 台

(2) 契約の名称

那覇市保健所施設内自動販売機設置賃貸借

(3) 入札に付する物件

①所 在 地：那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号

②貸付面積：一般自動販売機 1.32 m²

(4) 契約期間

2018(平成 30)年 12 月 1 日から 2023(平成 35)年 11 月 30 日まで。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 沖縄県内に本社や事業所、営業所を有する法人

(2) 法人で地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(3) 那覇市契約参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 沖縄県内にある事業所、営業所の市町村税を滞納していないこと。

(5) 過去 5 年以上、自販機設置維持管理の実績がある法人であること。

(6) 「那覇市保健所施設自動販売機設置事業者公募要領」に定める条件及び法令等を遵守し、「設置事業者（借受者）自らが貸付物件を自販機及び空容器回収箱設置の場所として、賃貸借期間中継続して運営する事業（以下「自販機事業」という。）を行う資力、能力等を有する法人であること。

- (7) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- 3 契約事項を示す場所
那覇市与儀1丁目3番21号 那覇市保健所2階4番窓口
那覇市保健所 保健総務課 保健総務グループ
- 4 入札の日時及び場所
(1)日 時：平成30年11月19日（月）午後3時より
(2)場 所：那覇市与儀1丁目3番21号 那覇市保健所2階 2階会議室A
- 5 入札保証金に関する事項
入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札額の100分の5以上の入札保証金を、納付しなければ入札に参加できません。ただし、那覇市契約規則第12条第1項の規定に基づく場合は免除とします。
- 6 予定価格は、以下のとおりです。
一般自動販売機 50,410円
※落札価格は予定価格以上の最高入札価格とします。
- 7 入札参加資格者又は代理人の出席により行い、郵便又は電話による入札は認めません。
- 8 入札に参加する者に必要な資格の無い者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
- 9 入札実施要領の交付に関する事項
(1)「那覇市保健所施設自動販売機設置事業者公募要領」の交付及び入札参加申込受付は、那覇市保健所保健総務課で行います。
(2)入札参加申込受付期間は、平成30年10月15日（月）から平成30年10月23日（火）まで。
- 10 その他
(1)落札者は、当該入札物件が公有財産であることに留意し、利用すること。
(2)その他詳細については、「那覇市保健所施設自動販売機設置事業者公募要領（制限付一般競争入札）」によります。

【お問い合わせ先】

那覇市保健所 保健総務課 保健総務グループ
電話：（直通）098-853-7964（内線6011） 担当 与那覇

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 27 号

平成 30 年 9 月 19 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

指定（登録）番号	第 20 号
指定工事店名	株式会社永山組
営業所所在地	沖縄県那覇市港町二丁目 14 番 7 号
代表者氏名	阪井 邦雄
有効期間	自 平成28年 4 月 1 日 至 平成33年 3 月31日
異動年月日	平成 30 年 9 月 12 日
異動事由	代表者の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 21 号
平 成 3 0 年 1 0 月 2 日
掲 示 済

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 2 項の規定により、平成 30 年 10 月 20 日から平成 30 年 11 月 3 日までに縦覧に供する選挙人名簿の縦覧場所は、次のとおりである。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 松 田 義 之

縦覧の場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市選挙管理委員会事務局

